加古川市告示第３２９号

加古川市において、自転車等放置禁止区域等から次のとおり、放置自転車等を撤去し、保管したので、加古川市自転車等の放置の防止に関する条例（平成18年条例第45号）第13条の規定により告示する。

令和８年10月29日

加古川市長　岡　田　康　裕

① 加古川市自転車等の放置の防止に関する条例第11条の規定による自転車等の撤去台数

		加古川駅周辺	東加古川駅周辺	宝殿駅周辺	尾上の松駅周辺	浜の宮駅周辺	別府駅周辺
令和８年10月19日	月	4台	1台	0台	0台	0台	0台
令和８年10月20日	火	0台	1台	0台	0台	0台	0台
令和８年10月21日	水	1台	3台	0台	0台	0台	0台
令和８年10月22日	木	2台	0台	0台	0台	0台	0台
令和８年10月23日	金	3台	4台	0台	0台	0台	0台
令和８年10月24日	土	5台	0台	0台	0台	0台	0台

② 加古川市自転車等の放置の防止に関する条例第12条の規定による自転車等の撤去台数

令和８年10月19日	月	平岡町土山	1台
令和８年10月19日	月	尾上町養田	1台

保管及び返還場所	加古川市放置自転車保管所 （明姫幹線陸橋下・加古川市尾上町安田620番地）
保管期間	この告示の日から60日間
返還日時	月曜日から日曜日（祝日、年末年始を除く）10時15分から18時
返還を受ける際に必要なもの	自転車・原動機付自転車のカギ、身分証明書 保管手数料（自転車2,000円・原動機付自転車4,000円）
返還することができない場合の措置	保管期間を過ぎますと、売却又は廃棄します。 売却した場合は、この告示の日から６カ月間は売却代金を保管します。
問合せ先	加古川市放置自転車保管所（電話 079-425-5898）

加古川市告示第３３０号

市道の区域変更及び供用開始に関する告示

道路法（昭和２７年法律第１８０号）第１８条の規定に基づき、道路の区域を次のように変更し、令和８年10月29日から供用を開始する。その関係図面は、一般の縦覧に供する。

令和８年10月29日

加古川市長　岡　田　康　裕

記

１．区域を変更する路線　　下記のとおり

整理番号 路線名	道路の区域			
	区間	新旧	敷地の幅員（m）	延長（m）
０６－１００８ 別府８号線	別府町別府字北別府８０８番５地先から 別府町別府字北別府８０８番１地先まで	新 旧	５．０ ４．２	３０．４

２．縦　覧　場　所　　加古川市加古川町北在家2000番地
加古川市役所　新館６階
加古川市建設部土木総務課

３．縦　覧　期　間　　令和８年10月29日（木）から11月12日（木）まで
午前８時30分から午後５時15分まで
ただし、加古川市の休日を定める条例（平成２年条例第１号）第２条第１項に規定する市の休日は除く